

1 新城市パートナーシップ宣誓制度とは

一方又は双方が性的少数者である2人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束したパートナーシップの関係にあることを宣誓し、新城市長がパートナーシップ宣誓書受領証等を交付する制度です。なお、本制度は、婚姻とは違い、法的な効力を有するものではありません。

2 受領証の交付要件

パートナーシップの宣誓の際、以下の要件を満たす2人であることを確認しています。

- (1) 互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した、一方又は双方が性的少数者の2人である。
- (2) 宣誓当日において、成年に達している。
- (3) 双方又は一方が新城市内に住所を有している又は宣誓の日から3か月以内に新城市内への転入を予定している。
- (4) 双方に配偶者がいないこと（事実婚を含む）及び宣誓者以外のパートナーがいないこと。
- (5) 直系血族、3親等内の傍系血族又は直系姻族でないこと。

3 通称名を使用している場合

以下に、戸籍上の氏名（外国人の場合は、これに準ずるもの）を記載します。

通称名 _____ 通称名 _____

戸籍上の氏名 _____ 戸籍上の氏名 _____

4 特記事項

備考 表面の背景には、適宜意匠を加えるものとする。